

## 第 1 2 回議会基本条例案検討委員会会議録

日 時 平成 2 9 年 1 月 1 2 日 ( 木 ) 開会時間 午後 2 時 0 分  
閉会時間 午後 3 時 2 0 分

場 所 委員会室棟 第 1 委員会室

委員出席者 委員長 前島 茂松  
副委員長 上田 仁  
委 員 渡辺 英機 河西 敏郎 塩澤 浩 杉山 肇  
早川 浩 山田 七穂 小越 智子

委員欠席者 永井 学

議 題 一 意見聴取会における県民からの意見について  
二 中間報告案に対する議員からの意見について

会議の概要 意見聴取会における県民からの意見について討論した。  
中間報告案に対する議員からの意見について討論した。  
素案の作成について、中間報告案に県民からの意見及び中間報告案に対する議員を反映させる件は、委員長に委任された。  
素案については、次回決定し、議会改革検討協議会に提出することとした。  
次回、委員会を 1 月 1 8 日 午前 1 0 時、第 1 委員会室において開催することとし、閉会した。

質疑、討論

( 意見聴取会における県民からの意見について )

前島委員長 県民の皆さんからいただいた意見の中で検討した方がよいと思われるものについて条文ごとに委員の皆さんの発言をいただきたい。素案に反映されるべき意見については「要検討」、今後検討していくべき意見については「保留」、今後の条文の見直しなどの参考する意見については「参考」に分類していきたい。県民の皆さんからいただいた意見の中には本委員会において既に協議済みの意見も多々ございますので、その点も考慮しながら発言をお願いしたい。

小越議員 議会事務局から意見を出してくださいという文書があったと思うのですが、それをそのままいただけないでしょうか。私の記憶では第 4 条のところに議長をたらい回しにしないでくれというのがあったと思いますが、それが第 4 条に資料に記載されていないんですよ。意見を出した人の名前を伏せたとしてもその意見をそのまま出してもらわないと、全体のニュアンスがわからないので、それを配っていただけませんか。意見聴取会でこれに関する見解を出してほしいとか、審議

過程を明らかにしてほしいという要望が出されたのですが、全部が載っていないような気がします。発言をいただいた皆さんの内容をそのまま出してもらったほうが落ちがないと思いますので、お願いします。

事務局 議会事務局から各議員に依頼した文書は必ず出していただくものではなく、提出していただいている方もいらっしゃいます。ですので、出したものの部分のみが強調されることになることにもなるかもしれませんので、構成するときには私のほうでも一通りいただいたものの中から記載させていただいています。

なお、議長のたらい回しうんぬんという意見については、確かにございました。その部分について、何条であるのか、どの部分のことかということですが、第 4 条のことでしょうか。

小越委員 第 4 条です。確か発言があったはずですよ。

事務局 すぐに確認ができませんので、その部分でご協議いただければと思います。

山田（七）委員 意見聴取会で発言された方がどういう質問して、それに対して県の回答がどうなるものなのかということをおオープンにして報告してあげないと相手に失礼でしょう。そこはできればやっていただきたい。もしそれがこの条文にそぐわないということであれば、それは今回削除させていただきますということを含めて書いてあげないと、来た人に対して失礼ではないと思いますが。

前島委員長 固有の方々のことを議事録として残すというやり方ではありません。この資料は皆さんの発言の骨格の部分だけを固有名詞を抜いて整理をしたものです。もともとそういう方式で御意見を聴くというやり方で進めています。個人個人の名前入りの資料を出すということではできませんので、それはよろしく願いいたしたいと思います。

まず、前文から検討していただきたいと思います。まず、一つは、私からお話しをさせていただきたいと思います。「どこの県の議会だかわからない」という御意見がありました。表紙に山梨県議会基本条例とは大きく記される訳ですが、前文のところにも「山梨県議会は」と付け加えたらどうかという点の一つ。その点はいかがでしょうか。

早川委員 質問いいですか。つまり分類を一つずつやっていくということですか。それであれば、上から一つずつ検討していったほうがよいのではないのでしょうか。

事務局 まず前文のところでお意見をいただいて、次に第 3 条という形でお願ひできればと思います。

前島委員長 よろしいでしょうか。そのように提案しておきますが、後でまとめて御意見をいただきたいと思います。

山田（七）委員 質問させていただきたい。内容が山梨県らしいかどうかということをお言っているのであって、ここに「山梨県」という言葉を入れればよいという話ではないと思います。

小越委員 前文にマスコミで皆さんが言っていました「流会」という言葉を入れるべきということをお県民の皆さんから強く聴いたと思っています。やはりそこにこれを入

れないと、どなたかが言っていました、真摯に反省していると見られないと。前文にこそ「流会」「反省」を入れるべきであって、前文に「流会の反省に立ち」という言葉を入れるのが、県民の皆さんからの一番の願いだと思います。ここは前文に必ず「流会」「反省」「真摯に受け止め」と書くべきだと思います。それがなかったら県民の皆さんの声を受け止めて反映したことにならないと思います。

早川委員 前文に対する意見として「流会」や「反省」の経緯とかがありますが、一方で「反省」などの言葉はそぐわないと言って方もいるので、ここは「要検討」だと思います。もちろんいろいろな意見で流会に関することがあるのですが、そういう意見がある中で、もちろん意見聴取会の意見は全てを受け入れるものではないという大前提でやっていますが、そういう意見を含めてもう一度議論し検討をするレベルではないかなと思います。

杉山委員 前文についてですけれども、今お話しに出ています「流会」とか「反省」とかのことは今までの委員会の中でも議論してきたところだと思います。そういうところを踏まえてこの委員会としては新たに結論が出た内容だと私は認識しています。それと県民の声という話も出ましたけれども、少なくとも私も県民の代表という立場でここに来ておりますが、私の周りではそういったことよりしっかりした基本条例を作れという声が圧倒的に多いということは申し上げておきます。それと、「山梨らしさ」ということなんですが、やはり議会の基本条例ということなので、地方自治の統治の問題ということであえて山梨らしさということ意識する必要はないと考えます。

小越委員 県民の皆さんから意見を聴いて一緒に作ろうという姿勢で意見聴取会に出したわけですから、県民の皆さんから前文にこれほど「反省」と「流会」の言葉を出した方がいいという声が強くなっている中で、それを入れなかったら何のために議会基本条例を作って県民に開かれた議会を作ろうとしているのかわかりません。県民に対してまた信頼を損なうことになることになると思います。ここで決めたからよいのではなく、わざわざ県民の皆さんから心をいただいて来てもらってあれだけやったんですから。多くの方々も流会や反省のところで、それをやったからこそ山梨県らしさが際立つという意見もありました。そのことを書いたほうが山梨県らしくなるし、具体的になるし、県民に県議会の本気度を伝えるという言葉もありました。私はここは必ず入れるようにもう一回検討すべきだと思います。そうでなければ県民の皆さんから意見を聴いた意味がないと思います。

前島委員長 前文については、皆さんに議論をしていただいて素案を出したわけです。意見聴取会においてそういった意見が多々あったということで、参考にさせていただくという方向で全員協議会や改革検討協議会へ上げさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

渡辺（英）委員 今は要検討に入れるかどうかという議論をしているという解釈でよろしいでしょうか。「保留」とか「参考」とかはもう少し時間をおいてからということだと思うのですが、「要検討」というのは、要検討として次回にどのように入れるのかということ議論しているということでしょうか。

小越委員 ということは、前文全体を要検討として、「流会」という言葉や「山梨県らしさ」を含めて、前文そのものをもう一回検討し直すという意味ですか。

前島委員長 そういうことではなく、全員協議会に出すということです。

小越委員　これで決まりなんてまだ私は言っていませんよ。私はこの報告案を納得しない  
とって中間報告会でもらって意見をもらったのですから、それについて  
その意見を入れるべきだと言っているのです。だから前文について、前文全体が  
要検討としないとおかしくないですか。前文全体が要検討だと思います。

前島委員長　小越委員の場合は最初からその発言を強く主張されていますが、我々が改革検  
討協議会に提出するまでの過程の中では、前文はほぼ御理解をいただいて、この  
辺でという意見で上げていったわけです。その後、意見聴取会で皆さんから意見  
や相違点を出されたからといって、また原点の話になっているのですが、ここは  
小越委員の話はよくわかりますが、参考にさせていただくということで前に進ま  
せてもらいたいと思います。

山田（七）委員　条例にはせっかくあのように意見聴取会を開いて意見をいただいたので、こ  
の意見はいらぬとかこの意見は大事とかではなくて、やはりこの間出た意見は  
全て参考にすべきだと思います。出していただいた意見は生かせるものは生かし  
ていくということだと思います。基本的にはここに書いてある意見は全て参考に  
するというのがよいと思います。

小越委員　ということは、参考であれば前文について新しくもう一回文言を加えたり削除  
したりするということですよ。そうでなかったら、何のために県民の皆さんか  
ら意見を聴いたのか。こんなにたくさんの方が来たのに何も変わらなかったと  
いうのはそれはちょっとまずいと思います。参考にすることは前文全体を  
入れ替えたりとか、文章を入れ替えたり削除したりとか、この前文に対するいろ  
いろな意見を少し加えて変えるということですよ。それについて次にそれぞれ  
がこう変えたらどうかと、参考意見を添えてこうしたらどうかと意見を持ち合  
うのであればよいですが、意見をもらったけどこのままでいきますというのであ  
れば私は納得しません。

山田（七）委員　変えるべきは変えていくというのは必要だと思います。ただし、変えていく  
ことがありきではなくて、いろいろな意見の中で、これだったら変えていくか  
という意見が委員の中でなれば、それは変えなければならぬですし、やはり委員  
長案がいいだろう結論に達すれば変えなくてもよいと思います。変えるべきだ  
ということはあるし、絶対に変えないということもあり得ない。こういう意  
見は参考にしながら委員会の中でこうあるべきだということになればやはり変  
えるという柔軟性は当然あると思います。そうでなければ委員会を開く意味があ  
りませんから。

渡辺（英）委員　委員一人一人もそれぞれの意見を持っているわけで、一人一人の意見をここ  
に強く載せるとすることは不可能ですから、今委員長が言いましたように、参考  
にしてということで、改革検討協議会で諮ったり、各会派の意見を伺って、県議  
全体の思いの中で決めていくことが大事かと思えます。ですので、とりあえず、  
いただいた意見を参考にして委員長に一任していただくという進め方がよいの  
ではないかと思えます。

前島委員長　今日のところはとりあえず皆さんのご発言をいただいて、それぞれの御意見を  
参考にさせていただくという流れで会議の運営を進めさせていただきたいと思  
います。そして、それについて 18 日の日に最終的な集約をさせていただいて、改  
革検討協議会や全体協議会へ諮るということで、今日のところは多数決で決める  
ということは避けたいと思います。

河西委員 先ほど渡辺委員が言ったとおりだと思います。こういう意見が出たということ  
を改革検討協議会でも諮るので参考でいいと思います。それで改革検討協議会の中  
でもここはこうしたほうがよいという意見も出るとは思いますし、全員協議会の場  
でも話し合う機会はあると思います。そこでここで出た意見をそのまま出して皆さ  
んどう思いますかと。とりあえずそういう方向でやっていけばどうでしょうか。こ  
ういう意見があったということがわかれば、改革検討協議会にしても全員協議会に  
しても、ここはこうした方がいいのではないかという意見が出るとは思いますので、  
ここで全部決めてしまうということではなく、議員全体で共有していくことも大事  
だと思います。

前島委員長 今日は皆さんの御意見を参考に出していただきまして、10日の意見聴取会  
の御意見と今日の皆さん方の御意見を集約させていただいて、次の改革検討協議会  
にかけてという絞り方で行く予定です。御理解をいただきたいと思います。

小越委員 確認したいのですが、例えば前文についてこういう意見があって、第3条には  
こういう意見があって、そして意見聴取会の意見を受けて、私はこう思う私はこ  
う思うという議論を受けて、ここに2論とか3論とか書いていかないとどこがど  
う進んでいるのかわからなくなります。参考にするだけという結局これは何なの  
かということになってしまうので、意見聴取会でいただいた意見を委員会として  
どう受け止めたのか、それぞれがみんなやっぱりここは入れたほうがよいとかこ  
こはそんなことないとかという論議をして、委員長なりに文言を入れるとか削除  
するとかしないと。ですから、私は前文についてはこうしたほうがよい、5条に  
してはこうしたほうがよいということをそれぞれ皆さんが昨日の意見を聴いてそ  
れぞれ意見を出し合うことが一番ではないかと思いますが、いかがですか。

早川委員 最初の進め方ですが、本日の資料の下にこれを「要検討」にするのか「保留」  
にするのか「参考」にするのか区分をしていくというまとめ方でなくて、すべて  
大切な意見だから参考にすると、ただし、そのウェイトを前文についてはこうだ  
ということ少し意見を言えばいいということでしょうか。そのまま「参考」  
にということであればそれで終わりということになってしまう。

前島委員長 これは10日の意見聴取会での皆さんの集約した御意見です。これをたたき台  
に今日の委員会で議論をしていただき、そして、その上に立って委員会の小越委  
員の参考意見、早川委員の参考意見を改革検討協議会等に上げていくと、そうい  
う手順になります。

小越委員 よくわかりません。前文について皆さん意見をいったらどうですか。

渡辺（英）委員 先ほどから委員長が言われているとおり、一人一人の意見を聴いて全部こ  
こに載せられるかといったら、それは非常に難しいのではないかと。私は出された意  
見を踏まえながら、前文については確かに新しい意見が出ていますけれども、こ  
れは今までここで十分議論された内容とほとんど同じですから、やはり委員長に  
一任して改革検討協議会で諮っていただいたり、全員協議会で諮っていただき、  
こういう方向でお願いしたいと思います。

山田（七）委員 渡辺委員と同じ発言ですけども、ここで一つ一つというのはなかなか時間的  
にも難しいのかなと思いますので、この意見はあくまでも参考にして、特にここ  
は再検討してもらいたいというものがあつたら、先ほどの話のように言ってもら  
ってそれ改革検討協議会のほうでまとめてもらえればいいのかと思います。

小越委員 前文については、私は先ほどのように思ったので、それを検討していただきたいと思います。今までこの委員会で言った意見だからよいではないかではなく、県民の意見がたくさんあるということを受け止めなくてはならないと思います。県民の声を聞いて委員の皆さんがそれぞれどう思ったか、どうすればいいかということフィルターにかけていかないと。私は前文には先ほど言ったみたいに「流会の反省に立ち、真摯に受け止め」という文章を入れるべきだと思います。ということをおもひながら言ってもらって委員長案で出してもらえるのだったよいのですが。そういうふうにしてもらいたい。

前島委員長 小越委員の意見は具体的に表明していますが、他の委員の方々は、参考に検討してみてくださいというお話でございます。これは改革検討協議会や全体協議会に委員会でこういう意見がありましたということをお話しさせていただきたいと思ひます。

次に入らせていただきたいと思ひます。

早川委員 第 4 条ですが、私の記憶だと、100 条委員会があつて、今回の議会基本条例の一つの理由として流会の防止ということも大切ではないかという議論があり、100 条委員会の一つの責任として議長と副議長と議会事務局に責任があつたということが出た中で、ここでこのままの文章だとまた同じようなことが起きてしまうからもう少し工夫したらどうかという意見が出たと思ひます。私はこの第 4 条で言及することも必要であるかもしれないし、前々から言っているようにこの委員会として議会運営委員会に意見書として本会議が流れたらになったらすぐ議会運営委員会を開きなさいという、何らかの方法で意思表示をして、条文ではこの表現でいいかもしれないけれども、その流会の具体的な防止策をしたほうがいいというのは、それは議長とか副議長とかの記者会見で言っていることですので、それは必要ではないかなと。

小越委員 第 4 条のところに、議長の任期は地方自治法第 106 条で書いてあるのだから、たらい回しという言葉でなくてもよいのですが、「議長は議員の任期を務める努力する」と入れないと、所信表明のことと話は合わなくなります。「議長の任期を議員の任期 4 年を務める努力をするもの」と入れた方がよいと思ひます。

上田副委員長 第 4 条第 3 項で「不測の事態が起きないように、秩序を保持するとともに、その責任を負うものとする」とありますが、たまたま流会があつたからですが、やはり流会を起こさない仕組みを作る必要があるということになると、我々も流会という反省に立っているものですから、具体的に不測の事態が起らないようすぐに議会運営委員会を開くとか、もうちょっと具体的に突っ込んだことをここにに入れて、仕組み作りみたいなことを書いた方がいいのではないかなと思ひます。ここに指摘があるように、ここだけは具体的に突っ込んで流会を防ぐ仕組みを書くべきだと思います。

杉山委員 基本条例という位置づけの中で、この第 3 項でうたつてあることにとどめて、基本条例が制定された段階で、その下部にあたる議会運営の規則だとかそういうところを速やかに修正するなりしていくべきだと思います。この基本条例ではあくまで基本的なことをうたつて、制定された段階で下にある関係規則、条例等を速やかに改正する、あるいは逐条解説といったところでより具体的な内容を説明していくということにとどめると考えています。

上田副委員長 今の考えはよいと思ひます。逐条解説でも付則でもいいですけども、ここだ

けは、そういうことでよいと思います。ただし、このままではちょっとあれだと思うので、これから解説のようなものを今回作っていくのかはわかりませんが、ここは少し突っ込んで流会が起きない仕組みをつくりましたというところまではなんとか頑張りたいと思います。

小越委員 第 5 条は議長と副議長は立候補制にすべきと明確に書いたほうがよいと思います。どなたかがおっしゃっていたけれども、「志のある議員は」とあると誤解を招くという発言がありましたけれども、議長、副議長の立候補制としたほうが県民にとってわかりやすいでしょうし、県民に対して責任を持てるので、ここは「志ある議員」ではなくて「立候補にすべき」としっかり書いたほうがよいと思います。

山田(七)委員 立候補制というのは、地方自治法に誰の名前を書けるという文言がある中で、立候補制がいいのかどうかわかりませんが、「志ある議員は」という文言は、選挙に先立ち議長及び副議長としての所信表明を行いという流れで、この一言を省くだけでいいと思います。

前島委員長 これは難しいところで、地方自治法では議長、副議長は選挙をもって行うと書いてあります。立候補制ということになると、例えば一人でも立候補するということが生じるわけですから、そういう方の投票行動を拘束してしまうということになります。志ある議員は立候補を述べていただき、ただし、表明をした以外の人もその表明をした人以外の人に投票できないということになってしまいます。地方自治法では選挙ということになっていますので、その実効性ということを決めると、多数党が全体を縛る可能性があります。

山田(七)委員 是が非でも立候補制にしるというわけではなくて、「志ある議員」という一言があると所信表明しなかった人が当選してしまったら志がないのかという話になってしまうので、その誤解を招かないためにもこの一文を省けばよいのではないかと思います。

前島委員長 この点は検討課題とさせていただきたいと参考させていただきたいと思いません。

小越議員 第 8 条なのか第 19 条のところとどちらかと思っているのですが、請願の扱いのことを何人の方がおっしゃっていて、請願の取り扱いについて「請願人の請願の発言を保障する」もしくは「請願人の発言の機会を設ける」とかと入れた方がよいと思います。

山田(七)委員 発言を保障するとはどういう意味なのでしょう。

小越委員 他の議会では請願人に意見陳述を求めるということをしている議会もあります。請願人来てもらってどういう趣旨で請願を出したのかということ。そのように書けばいいと思うのですが。

前島委員長 請願については、否決か採択かしかありません。ただし、委員会において紹介議員になった方が討論の過程で請願を採択してもらいたいという演説はできても、請願人が直接議会に出てその請願の趣旨を述べるということは地方自治法で認められていないのです。そういうことについては、改めてそういうことが必要な場合は改めての手続き以外にはしないということで、それは参考にさせていただき

たいと思います。

小越議員 第 19 条に「県民の政策提案と捉えた」と書いてあるわけですから、やはり県民の皆さんの政策提案をしっかりと県議会が受け止めているんだということからも、「意見陳述の機会を設けるものにする」というぐらいにしたほうが、県民に開かれた議会だと思います。他の市町村議会でもやっていますから。私も常任委員会にいて思いますけど、継続というだけで審議がなくて、わけがわからないうちに終わってしまうわけです。請願人が発言する機会もなくわけもわからないうちに継続に流れていくのは、請願を政策提案としてしっかりと受け止めていないように見られるので、私は第 8 条や第 19 条の中で意見陳述する機会を設けると書いたほうがよいと思います。

杉山委員 委員会条例の中で必要のあるときには紹介議員あるいは参考人を招集して説明を求めることができるという条文があったと記憶しています。当然説明を求められる必要があれば委員会としてそういう機会もあると思います。それを必ずやらなければならないというのは問題だと思います。

渡辺（英）委員 小越委員からそういう発言があったということで、事務局で精査してもらって後にお答えするというところでどうでしょうか。

前島委員長 参考にさせていただきます。次に移らせていただきます。

小越委員 第 18 条の政務活動費については、昨日の意見聴取会で一番出たところだと思います。インターネットでの公開と書くことができないのであれば、せめて他県のように情報公開を徹底するとか、用途等を明らかにするとかに書かないと。これだとやはり県民は納得しないと思います。政務活動費については、県民からの厳しい批判がありますので、しっかりと書いたほうがよいと思います。このままだとちょっと少ないと思ひまして、情報公開、特に用途について県民にわかりやすく、県民が身近に見られるようにするとか書き加えたほうがよいと思います。

前島委員長 参考にさせていただきます。

小越委員 第 19 条についてもいろいろな立場から御意見があったと思います。県民に開かれた議会というものをやってほしいということをして休日議会とかアンケートとか、議会報告会、対話集会、常任委員会の放映とか具体的にいろいろあったと思うので、例えばもう少しこういうことも入れたらどうでしょうか、県民の皆さんが参加しやすいように。私は少しでも具体的にどういうふうに県民参加ができるのか知ってほしいので、それを入れたほうが県民にとってわかりやすくなると思います。

前島委員長 参考にさせていただきます。

小越委員 第 20 条も第 19 条と同じで、県民参加と県民への情報をどう入れるかということなので、例えばどこかの基本条例にありましたけれども、本会議の全日程の中継というのを入れたら県民の皆さんによりわかりやすくなるのではないかと思います。本会議の全日程とか常任委員会の中継とか入れたほうがよいと思います。

前島委員長 参考にさせていただきます。

小越委員 第 23 条について、他県議会ではやっていることですが、県民の意見交換というところで、例えば議会報告会をすとか、県民の皆さんから意見を議会が受け止めてというように具体的に書いた方がいいと思います。私は県民と意見交換をする場を設けると書いた方がいいと思います。

前島委員長 次に入らせていただきます。

早川委員 第 29 条について、「定期的に」ということだとやはりそのときの情勢があるので、2 年なのか 1 年なのかわからないのですが、私は 4 年の任期の中で少なくとも 1 回や 2 回はチェックするというふうに具体的にした方がいいと思います。「定期的と」という言葉を変えた方がいいと思います。

小越委員 私も定期的ではなく、毎年とやった方がいいと思います。議会改革を常にやっていくんだという姿勢を示すためにも、定期的だと誰がいつ決めるかわからないので、1 年とか 2 年とか数字があると毎回やらなくてはなりませんので、毎年とか 2 年とか書いたほうがやる気が県民の皆さんに伝わるとと思いますので、具体的な年数を入れた方がいいと思います。

前島委員長 参考にさせていただきます。

上田副委員長 同じ意見で申し訳ないですが、やはりこの「定期的」というところは数字をきっちり決めたほうが姿勢としてはいいと思います。

渡辺（英）委員 改革検討協議会に一度諮ってもらえませんか。2 年に 1 回か必要に応じてかわかりませんが、少なくとも 2 年に 1 回はやるんだというような県議会議員の皆さんが持てるような仕組みとかをつくらなければと思います。

前島委員長 検討させていただきます。

小越委員 第 30 条について、今の体制の中で独立性とかはできないと思いますけれども、今回の流会は議会事務局にも責任があったのではないかとということも含めて、議会事務局とはなんぞやということも付則なり参考意見なり少し書いた方がいいと思います。ここぐらいにしかかけないと思います。本来は独立したものが望まれるとかいうふうに、遠い将来かもしれないけれども、理想論を含めて、議会事務局と意見交換しながら、そこを盛り込んだほうがよいと思います。

前島委員長 事務局の立ち位置をつくりますと、議会の立場というものが難しくなります。立ち位置をつくりますと、そこに責任を負わなければならなくなることになるので、その点については私としましても、あくまで議長の統括の範疇の中でやっていかなければならないと思います。御意見は参考にさせていただきます。

小越委員 議会事務局はこうあるべきだと、そこまで進んでいる議会はあるんですよね。こういう意見が県民の皆さんからあったということも議会事務局なりに伝えるということも必要だと思います。先進地は議会事務局は独立している、それだけ採用すべきだということくらいまで進んでいる中で、山梨県はまだ遅れているのだけれども、議会事務局と議会と、議会事務局は議員の下にいるわけではないから、それをこういう意見があったということも付け加えていただきたいと思います。

前島委員長 参考にさせていただきます。

小越委員 第 3 3 条については、ある人が言っていましたが、「県民の意見及び社会情勢の変化等」という言葉に「県民の声」という言葉が抜けちゃっているわけです。一番最初にあったにもかかわらず。他の県はほとんど「県民の意見」とか「県民」という言葉が入っているわけです。山梨県だけ議会が決めて、議会だけでやっているとなると、確か前島委員長も県民と共有するというふうに最後いってらっしゃったので、条例の見直しの際に「県民の意見及び社会情勢」というふうに入れるのが筋だと思います。そうしないと県民に開かれた議会にならないので、第 3 3 条には「県民の声及び」と入れるのが当然だと思います。入れるべきだと思います。

前島委員長 最後のところで「全体」に対しての県民の意見がありますので、このことについてお願いします。

早川委員 難しい言葉があるので、他の議会でも逐条解説があるので、これをやったほうがよいと思います。逐条解説については他の議会でもやっているの、それは必要だと思います。

前島委員長 参考にさせていただきます。

( 中間報告案に対する議員からの意見について )

山田(七)委員 議員からの意見とはどこの議員からの意見でしょうか。私たちの意見でしょうか。

事務局 10月9日付けで中間報告案をお配りした際に、議員の先生方に御意見があればということで用紙をお配りさせていただいています。それに対して提出された意見です。

小越委員 私も意見を出したのですが、一つも入っていないんですけどもどういうことですか。この委員会のメンバーの意見は省いたということですか。

事務局 既にご発言いただいている内容ですので省かせていただきました。

小越委員 それでは議員の意見はこれだけではないと思うんですよ。委員会を含めた意見で出していたらいいじゃないと。議員からこれしかないというわけではないと思います。それはミスリードだと思います。

前島委員長 こんな意見がございましたので、参考にさせていただきたいと思います。

小越委員 この「議員からの意見」というのはこの委員会の委員以外の議員からの意見ということですか。それならそう書いていただかないと議員からの意見はこれだけかと思われてしまいますので、それは明確にさせていただかないとまずいと思います。

前島委員長 このメンバー以外の方々の意見です。そう理解してください。  
第 9 条について私から皆さんに改めて提案をさせていただきたいと思います。説明させていただきます。まずは委員長といたしまして、また議員さん方の意見を伺う中で、全国都道府県の基本条例などを参考にさせていただきながら、第 9 条については、私は削除したほうがよいと考えております。どういうことかといいますと、第 9 条については執行部の反問権を条文化していますけれども、議会

は言論の殿堂であると、今私たちの状況は執行部と私どものところでは友好的に真摯に議論を重ねているという状況なんですけど、もともと小会派とか、無所属の方々とかを含めて考えますと、限りなく議会の発言は全て保証していくと、保証し、そのことについて執行部が先生のご発言は趣旨に沿いませんのでという反論のようなものがつくられていくことについては、如何なものかという解釈をしています。今全国で3つの県が反問権を条文に入れていますが、ここが今見直そうとしています。言論の自由を限りなく保証すべきだと。「お言葉を返して申し訳ありませんが」と執行部が開き直りということをするかもしれません。ただでさえ執行部の執行権は強いわけですから、我々が自由闊達に言論が保証される意味では条例に入れるのは好ましくないと考えています。そこで、私の案としましては、第9条についてはかわりに他の地方公共団体の議会との提携ということを入れさせていただきたいと思います。「議会は他の地方公共団体の議会と協力・連携を図るよう努めるものとする。2 議会は広域行政の諸課題の円滑な運用を推進するため次に掲げる方法により市町村議会との連絡・提携を行うものとする。広域事業及び代替補完事業等の検証、推進に必要な協議会の設置、広域事業及び提携事業等に関する研修会、合同意見交換会等の開催」をこの9条に組みかえたほうがいいのではないかと。私たちの都道府県の自治体は広域行政の立場にあります。一方、市町村は直接住民生活の基盤を担う、いわゆる基礎的自治体であります。だけれども、広域行政は市町村との連動の事業、例えば御承知のように国民健康保険の問題だとかそういう広域行政に移行していく、その他下水道だとか病院経営とかいろんな問題があって、その効率をより推進していくためには、市町村議会との連携というものが今までなかったもので、第9条を反問権にかえて、ここに挿入することのほうが、議会としてふさわしいという考え方でこの提案をさせていただいたところです。発言は限りなく保証していく、どんな発言をしても罵倒以外は失礼と言わない、そういう言論の府としての保証をするには、反問権は私は削除しておいたほうがよいと思います。将来はもっと進化していく自治体の中で、ストレートに知事や議員が県政一般について議論を交わすと、政治姿勢も委員会で質すと、というような時代がすぐそこに来ると思います。そういう情報公開の時代を展望すると、やはり反問権については一考を要するのではないかという感じがいたしまして、組みかえ皆さんに出していきたいと思います。18日までに御検討、御意見をいただければと思います。

早川委員 反問権については、もう少し考えさせてください。広域連携については、これは非常によいと思う。実は議会基本条例で、市町村議会の議会基本条例は非常に進んでいるんですけど、県議会が条例をつくるというのは他の県議会の中でなかなかないので、これは「山梨県らしさ」として、広域自治体の連携をするということは、山梨県らしさと思うので、非常に良いと思います。

渡辺（英）委員 私もこの第9条については悩んでいました。質問が円滑に行かないのではないかと、聞こうとしたことに答えてもらえない状況があることを。反問権なる議会があることも承知していますけれども、これはスムーズに行きません。質問することと答えるということ、これはそういう作業をしなければならないわけで、そこに反問権がありますと、非常に難しいと思います。委員長案が良いのかなと思います。

前島委員長 このことについては今日皆さんに提案をしましたので、18日に最終的に検討していただければと思います。

なお、一部文言などについての調整はさせていただいて、18日の委員会で最

最終的に皆さんに提案させていただきたいと思います。では、作成については中間報告案を元に本日要検討された御意見を反映することについて委員長に一任をいただければありがたいと思います。意義ございませんか。

(異議なしの声)

前島委員長 御異議なしと認めます。よって委員長に委任の件をお諮りしたとおりとさせていただきます。なお、素案につきましては、次回の委員会で決定し、議会改革検討協議会に提出したいと考えております。御了承願います。

(その他について)

前島委員長 先日今後の日程を決めさせていただいたところですが、次回 1 月 18 日の委員会の開始時間を午前 10 時に変更させていただきたいと思います。実は議会改革検討委員会に私たちが午前 10 時にやりました後に議会改革検討委員会に素案を提出します。その後終わり次第、全員協議会を招集させていただいて、ここで最終討議をいただき、パブリックコメントに 20 日以降入らせていただくというスケジュールに変更になりました。御了承願います。

以 上

議会基本条例案検討委員会委員長 前島 茂松